

令和6年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引

町税事務につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地及び家屋以外に償却資産も課税対象です。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の松野町内にある償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。（地方税法第383条）

つきましては、この手引をご覧ください、申告期限までに申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

申告期限 令和6年1月31日（水）

提出先 〒798-2192

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 343 番地

松野町役場 町民課 固定資産税係

TEL 0895-42-1112（直通）

申告方法 ◆ 上記窓口への提出

◆ 郵送による申告

◆ インターネットによる電子申告

eLTAX を利用したインターネットによる申告もご利用いただけます。

1 償却資産について

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却費が法人税または所得税法の規定による所得の計算上、損金または経費に算入されるものです。

具体的には、商店や工場を営んでいる方や、不動産賃貸業を営まれている方などが、その事業で使用する機械や器具、備品等をいいます。

ただし、無形減価償却資産（ソフトウェアなど）や自動車税・軽自動車税の課税対象である車両などは対象から除かれます。

なお、償却資産は土地や家屋と違い登記制度がないため、事業用資産を所有の方は申告が必要です。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		申告が必要な償却資産の例
1	構 築 物	門、塀、庭園、広告塔、舗装路面、自転車置場、カーポート、屋外配管 など
2	機械及び装置	各種製造・加工・修理等の機械装置、土木建設機械、太陽光発電設備 など
3	船 舶	漁船、貨物船、客船、ヨット、ボート など
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター など
5	車両及び運搬具	フォークリフトなどの大型特殊自動車（車種番号が「9、90～99、900～999」の車両、各種運搬具（リヤカー等）など
6	工具・器具及び備品	パソコン、コピー機、電話、机、椅子、テレビ、冷凍・冷蔵庫、医療用機器、自動販売機、レジスター、陳列ケース、放送機器、厨房機器及び用品 など

(3) 申告の必要がない資産

少額資産	耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上、一時に損金または必要な経費に算入された資産
一括償却資産	取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
自動車	普通自動車や軽自動車、小型特殊自動車など、自動車税や軽自動車税の課税対象となっているもの
無形固定資産	特許権、営業権、ソフトウェアなどの無形固定資産
繰延資産	開業費、開発費など

(4) 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在、減価償却額または減価償却費が法人税または所得税法の規定による所得の計算上損金または経費に算入されるもの

下記に該当する資産も申告対象となります。申告漏れにご注意ください。

決算期以降に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上していない資産	
償却済資産	耐用年数が経過し、減価償却が終了している資産
少額減価償却資産	取得価額が20万円未満であっても、個別償却している資産
即時償却資産	租税特別措置法の規定を適用して即時償却・特別償却・割増償却している資産
減価償却を行っていない資産	赤字決算、配当政策などのため、減価償却できるのに税務会計上減価償却を行っていない資産
資本的支出	改良費のうち、資本的支出として計上している資産
貸付資産	資産の所有者が、他の事業者に貸し付けている資産
簿外資産	帳簿に記載されていないが、事業の用に供することができる資産
遊休・未稼働資産	現在稼働していないが、いつでも稼働できる状態にある資産
福利厚生用の供する資産	社宅や寮等の構築物や器具・備品など、間接的に事業の用に供されている資産

2 償却資産の評価と課税について

(1) 償却資産の評価額の算出方法

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に應ずる価値の減少（減価）を考慮して、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

【前年中に取得した資産】 取得価額 × 減価残存率（A） = 評価額

【前年前に取得した資産】 前年度の評価額 × 減価残存率（B） = 評価額

※ 算出した評価額が、取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

(2) 課税標準額の算出方法

各資産の評価額の合計（決定価格）が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合には、当該資産の評価額にそれぞれの特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

(3) 税額の算出方法

課税標準額に税率を乗じて、税額を算出します。

課税標準額（千円未満切捨） × 税率（1.4%） = 税額（百円未満切捨）

(4) 免税点

課税標準額が免税点（150万円）未満の場合は、固定資産税（償却資産）は課税されません。ただし、免税点未満と判断される場合も、申告は必要です。

(参考) 減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得 (A)	前年前取得 (B)		前年中取得 (A)	前年前取得 (B)		前年中取得 (A)	前年前取得 (B)
			11	0.905	0.811	21	0.948	0.896
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	26	0.957	0.915
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	27	0.959	0.918
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	28	0.960	0.921
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	29	0.962	0.924
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	30	0.963	0.926

3 課税標準の特例について

地方税法第349条の3及び本法附則第15条などの規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例が適用される資産を申告される場合は、申告書にその旨が分かるよう記載し、関係書類を添付してください。

4 償却資産申告書の記入について

(1) 提出書類

- ① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ③ 種類別明細書（減少資産用）※必要な方のみ

(2) 法人の名称等に変更があった場合

住所（所在地）や氏名・法人の名称等の変更があった場合は、「償却資産申告書」の備考欄にその旨を明記してください。

(3) 廃業、休業、事業所の移転等があった場合

廃業や資産の譲渡等で所有する資産がなくなった場合、事業所の移転等で資産が松野町内に存在しなくなった場合には、「償却資産申告書」の備考欄にその旨を記入し提出してください。

5 個人番号・法人番号について

個人番号制度の導入により、償却資産申告書に「行政手続きにおける特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号・法人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。

提供された個人番号をはじめとする個人情報につきましては、松野町個人情報保護条例及び松野町個人情報取扱規程に基づき、適正に取り扱いいたしますので、制度の趣旨をご理解いただき、個人番号・法人番号の記入にご協力ください。

【申告書を提出する際に必要な本人確認資料】

	個人番号確認資料	身元確認資料
提出者が 本人の場合	個人番号カード、個人番号が記載された住民票 いずれか	運転免許証、パスポート、個人番号カード 等
提出者が 代理人の場合	本人の個人番号確認資料	代理人の身元及び代理権の確認資料
	本人の個人番号カード、本人の個人番号が記載された住民票 いずれか	代理人の運転免許証 等 税務代理権限証書、委任状 等